

独立行政法人国際農林水産業研究センターにおける不適正な経理処理事案について
(中間報告)

平成26年12月19日
国際農林水産業研究センター

国際農林水産業研究センターにおいて、プリペイド方式によるDNA合成製品等の取引及び預け金等の取引による不適正な経理処理が行われている事実が判明した。

外部委員（弁護士及び公認会計士）からなる調査委員会による調査結果を踏まえ、二度とこのような事態が生じることのないよう、再発防止策を実施するなど適切な措置を講じることとした。

1．調査の経緯

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が本年3月28日に公表した不適正な経理処理事案に係る調査の中間報告を受けて、独立行政法人国際農林水産業研究センター（以下「JIRCAS」という。）においても同様の事案の有無を調査したところ、プリペイド方式によるDNA合成製品等の取引及び預け金等の不適正な経理処理が行われていたとの疑いが判明。

2．調査方法

上記を踏まえ、平成26年8月21日付けで調査委員会を立ち上げ、全容解明に向けて調査を実施。JIRCASの会計関係書類の確認が可能な期間（平成21～25年度）における研究用消耗品等に係る全ての取引を対象とし、取引業者への聞き取りと関係する書類の提出を受け、転出者等を含む全ての研究職員等に対して聞き取り調査等を行い、不適正な経理処理の有無を確認。

3．確認された事実

（１）9名の研究職員が総額8,762,776円の不適正な経理処理に関与した。

項 目	契約金額（円）	関与人数（人）
プリペイド方式	6,507,624	8
預け金	312,653	1
一括払	1,942,499	1
計	8,762,776	実人数 9

プリペイド方式：DNA合成製品等の取引にあたり、あらかじめ研究職員がメーカーに口座登録し、必要とするDNA合成製品等に係る代金を前払いしておき、研究職員が必要な時にDNA合成製品の製造又は解析をメーカーに連絡すると、後日に納入される方式。

預け金：契約物品等が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成させることなどにより代金を支払い、当該支払額を原資として後日にこれを利用して物品等を納入させるもの。

一括払：正規の契約手続きを行わないまま、随時、代理店に物品等を納入させた上で、後日、納入された物品等とは異なる物品等の請求書等を提出させて、これらの物品等が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成させることなどにより一括して支払うもの。

- (2) JIRCASを退職した研究職員1名が、退職後に勤務した大学において、JIRCAS在籍時の預け金口座から430,500円を使用していたことが判明した。これについては、既に当該金額がJIRCASに返納されている。
- (3) このほか、取引業者の帳簿等に計上されている期首残高2,660,803円については、JIRCASの文書保存期間外のため、取引業者への金銭の振込みが確認できなかった。
- (4) また、これまでのところ、JIRCASが取引業者に振り込んだ契約代金は全て納入した物品等として費消されている。併せて、当該物品等について研究用以外での使用の事実はなかった。

4．発生要因

- (1) 取引業者と研究職員が日常的に接触する中で、研究上の便宜を図ることが優先され、契約・検収部門を通さない直接取引が行われることとなった。
- (2) DNA合成製品等について、従来の物品等を前提とした検収体制では必ずしも十分な対応が行われてこなかった。
- (3) 研究職員の公的研究費や適正な契約手続きに対する認識が不足していた。

5．再発防止策

- (1) 取引業者と研究職員の直接的な取引の禁止を徹底するため、全研究職員から誓約書の提出を求める。
- (2) DNA合成製品等に係る全ての取引について、適切な検収場所を納品先に指定するなど、検収の徹底、契約・検収部門の体制強化を図る。
- (3) 職員の意識改革に向け、全ての研究職員及び経理担当職員を対象に、コンプライアンス等に関する研修会を開催するとともに、定期的に試験を実施し、認知度の確認を行い、必要に応じて再試験を実施する。
- (4) 従来の書面審査に加えて、研究現場での聞き取り調査をするとともに、取引の多い取引業者に対し会計帳票等の提供を求め、不審な点が認められる場合には臨時的な監査を実施するなど内部監査機能の強化を図る。

6．今後の対応

- (1) 早期の全容解明に向け、更に調査を進める。
- (2) 不適正な経理処理に関する研究費について、交付元へ適切に返還を行う。
- (3) 関係者の処分について、全容解明等を踏まえ、厳正に対処する。